

天理市移動式赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベント等に乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのおむつ交換台及びテント等の設備（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、乳幼児及びその保護者が気軽に安心して活動できる環境を整備し、子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(貸出し要件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等を主催すること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等を主催すること。
- (3) 法令又は公序良俗に反しないイベント等を主催すること。

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天理市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前から2日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、天理市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（様式第2号）又は天理市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあつた場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出し期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、かつ、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則とし、自ら天理市子育て世代すこやか支援センターにおいて移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅の使用説明書に従い、適正に管理し、使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期間までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、天理市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

3 第2項の規定により貸出しの承認を取り消す場合において、既に移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行っているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消により使用者に損害が生じても、市長は一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 市長は、使用者がその責めに帰すべき事由により移動式赤ちゃんの駅を補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損させたときは、実費弁償させることができる。

(市の免責)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害については、市は賠償の責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

天理市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

天理市長様

申請者 住所

団体名

代表者名

印

天理市移動式赤ちゃんの駅の貸出を下記のとおり申請します。

イベント名	
イベント内容	
開催期間	年 月 日から 年 月 日
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日から 年 月 日
連絡先 (担当者名・電話番号)	担当者名 電話番号

※イベント内容がわかる資料(チラシなど)を添付してください。

※ 事務局記入欄

○ 返却日 年 月 日

○ 補修の有無 無 有

○ 補修内容 ()

様式第2号(第4条関係)

天理市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

年 月 日

様

天理市長



次のとおり貸出を承認します。

団体名		
貸出期間	年 月 日から 年 月 日	
イベント	イベント名	
	開催場所	
備考		
その他	天理市移動式赤ちゃんの駅は、申請者の方は天理市子育て世代すこやか支援センター(0743-62-6610)に連絡の上、貸出及び返却日時等を事前に打合せしてください。	

(留意事項)

1. 赤ちゃんの駅使用説明書に従って使用すること。
2. 赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、実費にて原状回復又は弁償すること。
3. 虚偽の申込みにより使用した場合、又は貸出要領に反する場合は貸出承認を取り消します。
4. 雨天時で天候が悪化している場合又は悪化が予想される場合の屋外使用は認めない。
5. 天候不良の時、強風や突風が予想される時はテントの使用を中止すること。
6. 複数日にわたるイベント時に赤ちゃんの駅を屋外で使用する場合は、その都度、撤収し、申請者の責任において保管すること。
7. 赤ちゃんの駅の設置から撤去までに際しては、常に周囲の安全及び室内の衛生面等に留意し、使用に当たって発生した事故等については、申請者の責任において適切に処理すること。
8. その他天理市移動式赤ちゃんの駅事業実施要綱を遵守すること。

様式第3号(第4条関係)

天理市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで申込みのありました天理市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり不承認とします。

記

イベント名	
不承認理由	

様式第4号(第4条関係)

天理市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書

年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで承認しました天理市移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を
下記のとおり取消しますので通知します。

記

団体名		
貸出期間	年 月 日から 年 月 日	
イベント	イベント名	
	開催場所	
取消日		
取消理由		